

## 物品譲渡の条件

「物品譲渡の申込書兼引き渡し書」の提出前に、必ずご確認ください。

- (1) 譲渡物品は、一人5点までとさせていただきます。
- (2) 譲渡決定したものは、当日中にお持ち帰りください。
- (3) 搬出に係る作業及びそれに伴う費用については、全て申込人の負担となります。また、搬出作業中の事故について、市では責任を負いかねますので、安全にご留意のうえ、作業を行ってください。
- (4) 受け取り後の物品の転売は禁止いたします。
- (5) 錆、傷、動作不能による返品には対応いたしかねます。また、受け取り後に発生した故障等により生じた損害について、市では責任を負いかねます。